

宍総総第337号

令和6年10月2日

宍粟市特別職報酬等審議会会長 様

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市特別職等の期末手当支給割合等について（諮問）

宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長、副市長及び教育長並びに議会議員の期末手当支給割合等について、貴審議会の意見を求めます。

記

◆特別職の給料等の額及び期末手当支給割合（現行）

市長、副市長及び教育長の給料額及び期末手当支給割合	市 長	880,000円	4.2月
	副市長	712,000円	6月：2.1月
	教育長	638,000円	12月：2.1月
市議会議員の報酬額及び期末手当支給割合	議 長	448,000円	4.2月 6月：2.1月 12月：2.1月
	副議長	370,000円	
	常任委員会等委員長	356,000円	
	議 員	346,000円	

※条例で令和6年12月までの期末手当を0.1月分減額して支給することとしているため、実支給割合は年間で4.1月となっています。

◆諮問の趣旨

令和6年人事院勧告において、一般職の職員の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げる旨の勧告がなされたことを受け、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合等を人事院勧告に準じて改定することの是非につきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。